

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	関西社会福祉専門学校
設置者名	学校法人大屋学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
教育・社会福祉専 門課程	介護福祉科（2年 制）	夜・ 通信	2083.5	80×2 =160 時間	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
（備考）					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学生便覧の資料に掲載、事務所にて閲覧、コピー可。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	関西社会福祉専門学校
設置者名	学校法人大屋学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて掲載。 (<https://www.ooya.ac.jp/syougakukin/>)

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	弁護士 (1988. 4. 1～)	2014. 4. 1～ 2029 年度の定 時評議委員会 の終結の時	経営計画の策定
非常勤	会社幹部 (2015. 4. 1～)	2016. 4. 1～ 2029 年度の定 時評議委員会 の終結の時	経営計画の策定
非常勤	社会福祉法人幹部 (2013. 4. 1～)	2025. 6. 24～ 2029 年度の定 時評議委員会 の終結の時	経営計画の策定
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	関西社会福祉専門学校
設置者名	学校法人大屋学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 介護福祉科(2年制)	
【作成に係る取組み】 *授業計画書については、以下の内容を学内会議にて検討を行い、作成を行う。 ・厚生労働大臣指定 介護福祉士養成校として決められた科目・内容・時間数で導入。 ・上記以外の科目については介護福祉士として必要と思われる科目について検討を行い導入。 ・その際、授業内容・到達目標・授業方法・授業スケジュール・担当教員・成績評価などを検討し導入する。 【公表に係る取組み】 *授業計画書を新年度オリエンテーションにて配布するとともに、パンフレットに記載して公開している。 *生徒からの相談にはクラス担任など相談窓口を設置している。	
授業計画書の公表方法	学生便覧に記載、事務所にて閲覧、コピー可
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
*各科目規定数の3分の2以上出席をし、定期試験を合格する事。 (但し、医療的ケアは講義50時間以上出席が必要、介護実習は全時間出席が必要) *定期試験は毎年2回(前期・後期)、学期の終わりに実施。試験は規定時数の3分の2以上出席しなければ、受験することができない。 *成績評価の方法は、試験結果・小テスト・レポート・出席状況・平常点等で科目担当教員が評価を行う。(但し、介護実習は実習施設等で行う。) *成績評価の基準は、優(100～80)・良(79～70)・可(69～60)・不可(59～0)で行う。 *上記内容を学内成績判定会議にて履修認定を実施している。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ＊客観的な指標に具体的な内容 ・上記2.記載通りにて定期試験・小テスト・レポート・出席状況・平常点等で成績評価を行います。 ・成績評価基準は以下の通りを行う。 ・成績評価基準／評価点 優／4 良／3 可／2 不可／1 として各科目を評価点に置き換え評定平均を算出。少数点第2位を四捨五入する。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	学生便覧に記載、事務所にて閲覧、コピー可
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ＊以下の審査基準により、卒業判定会議にて確認・決定の上、認定する。 ・介護福祉士養成校基準に則り、すべて開講科目を履修し、上記2の評価方法にて履修認定を行う。 ・最終的に卒業判定会議を経て、卒業認定を行う。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生便覧に記載、事務所にて閲覧、コピー可

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	関西社会福祉専門学校
設置者名	学校法人大屋学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	計算書類 学校法人大屋学園、事務所にて閲覧、コピー可
収支計算書又は損益計算書	計算書類 学校法人大屋学園、事務所にて閲覧、コピー可
財産目録	計算書類 学校法人大屋学園、事務所にて閲覧、コピー可
事業報告書	計算書類 学校法人大屋学園、事務所にて閲覧、コピー可
監事による監査報告（書）	計算書類 学校法人大屋学園、事務所にて閲覧、コピー可

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名		学科名		専門士		高度専門士	
教育・社会福祉		社会福祉専門課程		介護福祉科（2 年制）		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数		開設している授業の種類					
				講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼	2084 単位時間／単位		831 単位時間 ／単位	803 単位時間 ／単位	450 単位時間 ／単位	単位時間 ／単位	単位時間 ／単位	
				単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数		専任教員数		兼任教員数		総教員数
162 人		152 人	114 人		7 人		14 人		21 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ＊授業計画書（シラバス）については、校長・教務主任・学生主任・教員と協議のうえ作成し、3月中旬に決定し、学生便覧・パンフレットにて公表する。 ＊厚生労働大臣指定 介護福祉士養成校として、決められた科目・内容・時間数で計画を行う。 ＊上記以外の科目については介護福祉士として必要と思われる科目について検討を行い導入する。 ＊各授業計画書（シラバス）には、以下の内容を記載する。 ・授業内容 ・到達目標 ・授業方法

・ 授業スケジュールや授業回数などの授業計画 ・ 成績評価方法・基準 ・ その他必要事項
成績評価の基準・方法
(概要) * 各科目規定数の 3 分の 2 以上出席し、定期試験に合格する事。 (但し、医療的ケアは講義 50 時間以上出席が必要、介護実習は全時間出席が必要) * 定期試験は毎年 2 回（前期・後期）、学期の終わりに実施する。試験は規定時数の 3 分の 2 以上出席しなければ受験することができない。 * 成績評価の方法は、試験結果・小テスト・レポート・出席状況・平常点等で科目担当教員が評価を行う。（但し、介護実習は実習施設等で行う。） * 成績評価の基準は、優（100～80）・良（79～70）・可（69～60）・不可（59～0）で行う。 * 上記内容を学内成績判定会議にて履修認定を実施している。
卒業・進級の認定基準
(概要) * 介護福祉士養成校基準に則り、すべての開講科目を履修し、上記成績評価の基準にて履修認定を行う * 最終的に進級・卒業判定会議を経て、進級・卒業認定を行う。
学修支援等
(概要) * クラス担任を配置し、学生の欠席状況や授業態度を共有。担任は状況が悪化して学生については個別面談や保護者への連絡を取り、指導を行う。 * 実習室や図書室など授業終了後 18 時まで開放を行う。 * 図書室にはパソコンを配置し、自由に利用してもらうことができる。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
53 人 (100%)	1 人 (1.9%)	52 人 (98.1%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 社会福祉法人、医療法人、株式会社などの高齢者施設・障がい者施設や病院などへ就職。			
(就職指導内容) 就職担当者による授業や個別面談指導を実施、クラス担任も随時対応。学内にて施設等に来ていただき校内就職フェアの開催。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 介護福祉士（国家試験/厚生労働省）			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
135 人	6 人	4.4%
(中途退学の主な理由) 学業不振、進路変更、病気など		
(中退防止・中退者支援のための取組) すべての科目の出欠管理を行い、科目ごとに3欠席で保護者への連絡を行う。 クラス担任及び学生課による個別相談など実施する。 この状況は会議などを通じ、その都度情報共有を行い、指導を行う。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
介護 福祉科(2 年制)	200,000 円	660,000 円	240,000 円	施設管理費・実習費・教科書 代等の諸費用
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) パンフレットの添付資料として公表。		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
自己評価結果をうけて、卒業生や業界団体などで構成させる学校関係者評価委員会にて、教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生募集、財務、法令等遵守、社会貢献、地域貢献、国際交流等、学校評価などを評価している。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
社会福祉法人 南の風 アルソーレ 施設管理者	2020. 4. 1～ 2026. 3. 31 (任期更新)	関係業界委員
NPO法人 真成会 理事長	2020. 4. 1～ 2026. 3. 31 (任期更新)	卒業生
株式会社 ベストインシュアランス 幹部	2020. 4. 1～ 2026. 3. 31 (任期更新)	企業等委員
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) パンフレットの添付資料として公表		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) パンフレット（ホームページ・電話・メール他、資料請求をしていただく）

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H127310001502
学校名（〇〇大学 等）	関西社会福祉専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 大屋学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		－（ 0人）	－（ 0人）	－（ 0人）
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	－	
区分外（多子世帯）		0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0人）
合計（年間）				－人（ 0人）
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人	
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人	
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人	
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人	
計	人	0人	0人	

（備考）

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

（備考）

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	-	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。